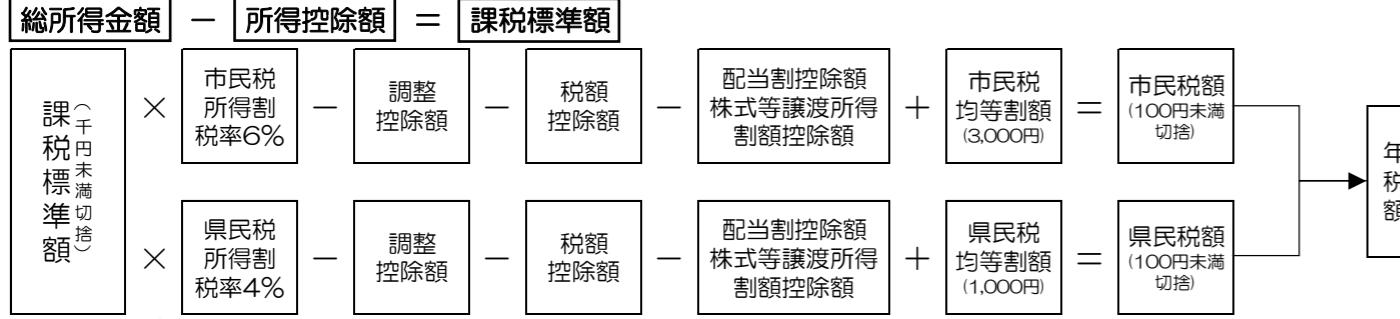


◎一般的な市民税・県民税の計算方法

市民税・県民税は下の計算方法により算出されます。なお、分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。



※納税通知書の発送は6月中旬です。非課税の方は送付いたしません。

※市民税・県民税の均等割が課税される方は、年額1,000円の森林環境税（国税）が課税されます。

◎税率及び税額控除

1 [市民税県民税の税率]

均等割	市民税3,000円	県民税1,000円
所得割（総合課税分）	市民税6%	県民税4%

2 [調整控除]

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

<合計課税所得金額が200万円以下の方>

次の①②のいずれか少ない額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額

<合計課税所得金額が200万円超の方>

①の金額から②の金額を引いた金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を引いた金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額
基礎控除	5万円		納税者の所得	900万円以下	900万円超
障害者控除	普通	1万円	配偶者の所得	950万円以下	950万円超
	特別	10万円	一般	5万円	4万円
	同居特別	22万円	老人	10万円	6万円
寡婦控除	1万円		48万円超 50万円未満	5万円	4万円
ひとり親控除	父	1万円	配偶者特別控除	50万円超 55万円未満	3万円
	母	5万円	一般	5万円	老人
勤労学生控除	1万円		特定	18万円	同居老親等
					13万円

3 [配当控除]

種類	課税所得金額		1千万円以下の部分		1千万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

4 [配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除]

区分	市民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

◎市民税・県民税が課税されない方

1 均等割・所得割ともにかかる（非課税）方

- (1) 生活保護法の規定により、生活扶助を受けている方
- (2) 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の方

2 均等割がかかる（非課税）方

- 前年の合計所得金額が次の計算で求めた額以下の方
280,000円×人数（本人+同一生計配偶者+扶養親族数）+100,000円+168,000円
※168,000円の加算は、同一生計配偶者や扶養親族があるとき

3 所得割がかかる（非課税）方

- 前年の合計所得金額が次の計算で求めた額以下の方
350,000円×人数（本人+同一生計配偶者+扶養親族数）+100,000円+320,000円
※320,000円の加算は、同一生計配偶者や扶養親族があるとき

（参考）上記2・3の限度額一覧

扶養の人数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
均等割	380,000円	828,000円	1,108,000円	1,388,000円	1,668,000円	1,948,000円
所得割	450,000円	1,120,000円	1,470,000円	1,820,000円	2,170,000円	2,520,000円

この手引きの内容は令和8年1月1日現在の法令をもとに記載しています

令和8年度分 市民税・県民税申告の手引き (令和7年分の所得と控除)

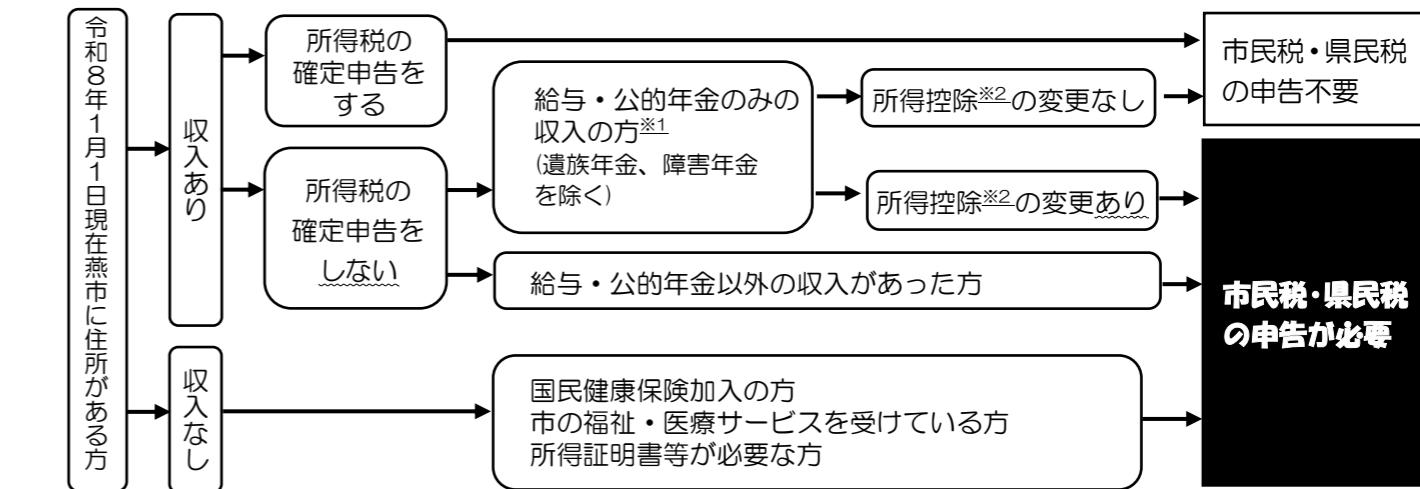


【申告書の提出期限】令和8年3月16日

◎申告書の提出は混雑を避け、郵送または電子送信（収入がない方のみ）でお願いします

- ・申告書が届き次第、早めの提出を。
- ・自宅で書いて必要書類を同封し、ポストに投函するだけ。
- ・電子送信（収入がない方のみ）であればスマホから簡単に申告が可能。
- ・申告会場で長時間待つ必要がありません。
- ・記入済の市民税・県民税申告書は、申告相談期間（2/16～3/16）の前から市役所税務課で受け付けています。
(所得税の確定申告は、申告相談期間内での受付となります。ただし、2月15日以前でも税務署では申告を受け付けています（電話での事前予約が必要です）。

◎市民税・県民税の申告が必要な方



※1…給与および年金の支払者が市へ報告書を提出することになっています。

ただし、支払者から提出がない場合は、市より申告書をお送りすることができます。

※2…所得控除は、社会保険料（国保税等）・生命保険料・地震保険料・医療費・扶養・障害者・寡婦・ひとり親控除等。

◎収入のなかった方も申告が必要です

国保などの各種保険料や保育料、児童手当などの各種制度の算定や判定に所得金額等が使用されています。
申告がないと不都合が生じることがありますので、必ず申告してください。



◎提出方法

市民税・県民税申告書を記入のうえ、必要な書類を添えて下記のいずれかの方法で提出してください。

※昨年度より、申告書控え等への收受印は廃止されました。ご理解、ご協力をお願いいたします。

- (1) 郵送で提出 …「燕市役所 税務課市民税1係 宛」に送付してください。
- (2) 市役所窓口へ持参し提出 …市役所税務課 2階 ⑤・⑥番窓口へ提出してください。
申告期間中（2/16～3/16）の16:00までは申告相談会場でも受け付けます。
- (3) 電子送信で提出 …右記の二次元コードを読みとり、画面の案内に従って申告してください。

◎必要な書類

- ・市民税・県民税申告書（申告書は燕市HPからもダウンロードできます）
- ・前年中の所得が分かる書類（源泉徴収票など）
- ・各種控除証明書（次ページ以降の★マーク参照）
- ・マイナンバーおよび本人確認ができる書類の写し
(マイナンバーカード または マイナンバー通知カード+運転免許証など)



市民税・県民税の電子送信の申告はこちらから
※収入がない方のみ



市民税・県民税申告書の様式
ダウンロードはこちらから

問い合わせ先・提出先

〒959-0295 燕市吉田西太田 1934 番地

燕市役所税務課市民税1係 2階⑤・⑥番窓口

TEL 0256-77-8142（直通） ※受付は開庁日 8:30～17:15

